

港区

区民後見人説明会 を実施します

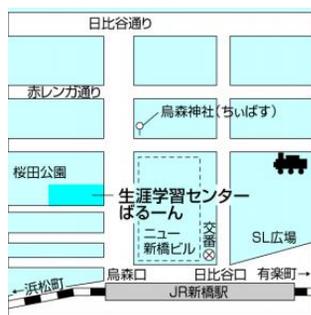
各定員: 20名

成年後見制度の概要や区民後見人等候補者になるまでの流れ、実際の仕事内容についてご説明します。ぜひご参加ください！

7月17日(木)
14:00~15:30

7月23日(水)
18:30~20:00

**生涯学習
センター
(ぼるーん)
(港区新橋
3丁目16番
3号)**



**麻布区民
協働スペース
(港区六本木五丁
目16番46号
麻布保育園3階)**



- ※内容はどちらも同様となります。
- ご都合のいい日時でご参加ください。
- ※説明会にはどなたでも参加可能です。
- ※区民後見人選考には、説明会の参加が必須です。
- ※参加申込み締切り 7月8日(火)



お申込みお待ちしております！

<申し込み・問い合わせ>

社会福祉法人

港区社会福祉協議会 権利擁護推進係 電話 03-6230-0283
権利擁護センター サポートみなと FAX 03-6230-0285

港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

※この事業は港区から委託を受けて港区社会福祉協議会が実施しています。

区民後見人 とは

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力の不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の担い手として、社会貢献の観点から、親族でも専門職でもなく、同じ区民としての身近な立場で成年後見活動を行います。

区民後見人になるには？

1 説明会
に参加

2 選考の
申込み

【第一次選考、
第二次選考】

3 論文、
面接

【第三次選考】

4 基礎講習
受講(5日間)※
終了レポート
の提出

5 港区
区民後見人
候補者とし
て名簿に
登録



区民後見人の活動
はとてもやりがい
があります！

講習受講を通して、
区民後見人等として
の受任または登録型
生活支援員としての
支援に備えます。

※基礎講習修了によっ
て将来の区民後見人等
の活動が約束されるも
のではありません。

心さわしい案件
があった場合に
後見人等候補者
として紹介・推
薦し、受任とな
ります。また、
登録型生活支援
員としても活動
します。

応募要件について

次の①～⑥をすべて満たす人

- ① 区内または隣接地域に住所を有する
20歳～70歳未満の人
- ② 健康上の問題がなく、時間的制約を受け
ることが少なく活動できる人
- ③ 成年後見制度及び高齢者や障害者に対
する権利擁護に理解があり、成年後見
等業務や生活支援員業務を行う
意思がある人
- ④ 基礎講習（令和7年11月～12月の5
日間、レポート提出あり）に参加でき
る人
- ⑤ 家庭裁判所の審判により成年後見人等
を受任している実績のある専門職資格
を有していない人
- ⑥ 他の区市町村及び団体において区民後
見人等候補者としての登録をしていな
い人

登録型生活支援員

区民後見人候補者として名簿に登録された方には、区民後見人の活動に加え、登録型生活支援員としての活動も担っていただきます。登録型生活支援員は福祉サービスの利用援助が必要な人に、福祉サービスの必要な手続きや日常的な金銭管理などの支援を行います。

＜申し込み・問い合わせ＞

権利擁護センター

サポートみなと

電話 03-6230-0283

FAX 03-6230-0285